

空き家解体ローン

令和8年4月1日現在適用中

1. 商品名	空き家解体ローン
2. ご利用いただける方	<p>ご利用いただける方は、次のすべての条件に該当する方とします。</p> <p>①当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ②(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ③申込時年齢が満20歳以上である方 ④安定継続した収入がある方 ⑤日本国籍を有する方もしくは永住者もしくは特別永住者で、行為能力者である方 ⑥信用上問題がない方(※) ⑦意思無能力者に該当しない方 ⑧反社会的勢力に該当しない方</p> <p>※次の事実が判明している方は、対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮差押もしくは差押を受けた方、競売の開始決定があった方、または破産・再生手続開始の申立があった方 ・租税公課を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・支払いを停止した方 ・手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ・延滞債務のある方 ・著しく信用を失墜した方
3. 対象となるお使いみち	<p>①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(建物解体後の滅失登記費用等を含みます)</p> <p>※工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>②申込人が①を用途として当庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含みます)</p> <p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物ではないこと
4. ご融資金額	500万円以内(1万円単位)
5. ご利用期間	3ヵ月以上15年以内
6. ご融資方法	証書貸付
7. ご返済方法	<p>毎月元金均等・元利均等割賦返済(元金返済据置期間は6ヵ月以内)</p> <p>※ご融資金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可</p>
8. 保証人、担保	(一社)しんきん保証基金が保証するため不要

9. 保証料	(一社)しんきん保証基金所定の保証料(年0.54%)を毎月のご返済時にお支払いいただきます。なお保証料は毎月のご返済金に含まれます。
10. お支払い方法	<p>工事契約先等に振込</p> <p>※保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込しなくても可(当庫の判断によります)</p> <p>※支払済資金は除きます。</p>
11. 必要書類	<p>(一社)しんきん保証基金の共通保証基準書類と下記書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる建物の全部事項証明書(申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの) <p>※前記3お使いみち②の場合は不要</p> <p>※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払済資金の場合は、領収書、通帳等
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置：本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター(0120-088-918、受付時間9:00~17:00)にお申し出ください。 ・紛争解決措置：東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所(03-3517-5825)、受付時間9:00~17:00)にお申し出下さい。 <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
13. その他	<p>①保証対象とならないもの</p> <p>次のいずれかに該当するものは、の取扱いの対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業 ・支払先が、申込人の配偶者、親(配偶者の親を含む)、子 <p>②建物に抵当権等の設定があるもの</p> <p>対象建物に抵当権等の設定がある場合は、抵当権者の了承および抹消への協力等を確認してください。</p>